

積水化学グループ グローバルホットラインポリシー

第1条：適用範囲

本ポリシーは、積水化学グループ（以下、「SEKISUI」といいます）の正社員、パートタイマー、派遣社員、契約社員、元社員を含むすべての役職員（以下、「従業員」といいます）、および SEKISUI と継続的に取引のある取引先（以下、「取引先」といいます）の役職員（以下、「従業員」といいます）に適用されます。従業員は、本ポリシーに加え、所属する会社の内部通報規定も遵守するものとします。当該規則と本ポリシーの間に矛盾する規定がある場合は、当該規則が優先するものとします。

第2条：目的

SEKISUI は、最高水準の倫理性、道徳性、合法性をもって業務を遂行することを約束します。この約束とオープンなコミュニケーションへの約束に基づき、本ポリシーは、従業員および取引先が深刻な懸念を提起するための手段を提供し、誠実に内部通報が行われた場合には、いかなる形態の報復からも保護されるという安心感を提供することを目的としています。

第3条：通報対象事項

本ポリシーは、従業員および取引先が、他の従業員または SEKISUI を代表する他者の行為に関連する深刻な懸念を提起するためのメカニズムを提供することを意図しています。深刻な懸念は、不正行為の性質、SEKISUI への潜在的な影響のいずれか、またはその両方に基づき生じる可能性があり、事例としては、以下が挙げられます。

- ・財務報告の重大な誤り、またはその可能性、
- ・会計に関わる不正、または監査に関する疑義、
- ・安全な職場環境に影響を及ぼす事項、
- ・差別、ハラスメント、報復を含む、倫理または雇用機会均等に関わる事項、
- ・違法な事項、
- ・会社の方針や規則への重大な点での違反、
- ・**人権侵害に関わる事項**
- ・その他重大な不適切行為に相当する事項。

第4条：報復措置の禁止

SEKISUI は、誠実に通報をした個人、または通報の調査に証人もしくは関係者として誠実に参加した個人に対する報復を容認しません。

第5条：秘密保持

SEKISUI は、第 7 条第 1 項に定めるホットライン業者に対し、通報者が匿名での通報を選択した場合、通報者の身元を SEKISUI に開示しないためにあらゆる合理的に努力を払うよう指示しています。ただし、通報で提供された情報または調査の結果として、通報者の身元が SEKISUI の担当者に知られる可能性があります。その場合、当該担当者は、通報者の身元に関する秘密を保持するためにあらゆる合理的な努力を払う責任があります。

第 6 条：匿名による通報

本ポリシーに基づき通報を行う従業員および取引先は、匿名による通報を選択することができます。SEKISUI は、通報者が匿名か否かにかかわらず、本ポリシーおよび SEKISUI 各社に適用される内部通報規定の範囲内であらゆる懸念を調査します。ただし、匿名での通報は、SEKISUI が完全な調査を行う能力を著しく妨げる可能性があります。通報者が自らの身元を開示するか否かにかかわらず、通報者は、誠実に行われた通報に対する報復から保護される権利を有します。

第 7 条：手続き

1. グローバル・ホットラインは、中立的な第三者ベンダーである D-Quest によって運営されており、すべての従業員および取引先がオンライン (<https://portal.dq-helpline.com/sekisui-supplier>) 上で懸念を表明することができます。
2. 懸念の表明が早ければ早いほど、SEKISUI の対応が早期に可能となります。また、通報には、できるだけ正確な情報が必要となります。通報に証拠を添付することが現実的でない場合、少なくとも、裏付けとなる証拠の性質を明らかにし、調査担当者が任命されたときにそれを提供することを申し出るべきです。

第 8 条：通報の取り扱い

1. すべての通報は、現地の法的要件（もしあれば）を考慮に入れ、適時に検討されます。調査が適切かどうか、またどのような形式をとるべきか（調査担当者の選任など）を決定するために、通報者への最初の問い合わせが行われます。懸念事項によっては、調査の必要なく解決できる場合もあります。調査が必要であると判断された場合は、適時に調査が開始されなければなりません。どのような措置が取られたとしても、SEKISUI は、守秘義務およびプロセス／調査の完全性を可能な限り維持するため、厳密に知る必要のある関係者のみを通報に関与させます。
2. 通報者には、D-Quest ヘルプラインポータルを通じて懸念が受理された旨の通知が送られます。
3. 通報者と調査担当者との間の連絡の量は、問題の性質、提供された情報の明確さ、および通報者がフォローアップのために連絡を取り続けるかどうかによって異なることになります。

4. どのような措置が取られるかは、懸念事項の性質、調査で判明した情報、および信憑性によって異なります。調査結果は、適用される法律および規制に従って、またはSEKISUIの裁量により、通報者に開示される場合があります。

第9条：本ポリシーの改正

積水化学工業株式会社は、その単独の裁量により、本ポリシーを適宜修正または変更する権利を留保します。

制定日：2024年3月1日

改正日：2025年4月1日

積水化学工業株式会社